児童手当や障がいがある人の手当など

子どもを養育している人や障がいがある人には、各種手当が下記のとおり支給されます。支給開始はいずれの手当も申請した月の翌月分からです。

【問】
1 2 ……子ども未来課☎613-8354
3 4 5 ……障がい福祉課☎613-8346

1 児童手当

中学生までの子どもを養育している人に、子どもの年齢・人数により支給。夫婦別居の場合などは、子どもと同居している親に手当を支給できる場合があります。児童養護施設などに入所している子どもの手当は、施設へ支給されます。

【支給額】
▶**3歳未満**：月1万5000円
▶**3歳から小学生まで**：第1子・2子は月1万円、第3子以降は月1万5000円
▶**中学生**：月1万円
※所得制限を超えた場合は、子どもの年齢にかかわらず1人につき月5000円です

【支給期間】子どもの15歳の誕生日の前日が属する年度末まで
【広報ＩＤ】1002493

2 児童扶養手当

18歳までの子どもを養育していて①離婚などで父または母がいない子どもの親②父または母が重度心身障がい者の家庭③父母に代わって子どもを育てている人――のいずれかに該当する場合などに、子どもの人数により支給。ただし、本人または扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給されません。

【支給額】所得に応じて次の額を支給
▶**1人の場合**：月9990円～4万2330円
▶**2人の場合**：子ども1人の金額に月5000円～1万円を加算
▶**3人以上の場合**：子ども2人の金額に子ども1人につき月3000円～6000円を加算
【支給期間】子どもの18歳の誕生日の前日が属する年度末まで
【広報ＩＤ】1002494

3 特別児童扶養手当

心身に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満の子どもを養育している人に、子どもの障がいの程度・人数により支給。ただし、子どもが施設などに入所している場合と、受給者本人または扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給されません。
▶**1級**：①身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを持っている②それらと同程度の障がいがある――のいずれかに該当する子ども
▶**2級**：①身体障害者手帳3級または4級を持っていて一定の要件を満たす②療育手帳Bを持っていて一定の要件を満たす③それらと同程度の障がいがある――のいずれかに該当する子ども
【支給額】子ども1人につき次の額を支給
▶**1級**：月5万1500円
▶**2級**：月3万4300円
【支給期間】子どもの20歳の誕生日の前日が属する月まで
【広報ＩＤ】1004109

4 障害児福祉手当

心身に重い障がいがある20歳未満の子どもに支給。ただし、施設などに入所している場合と、受給者本人か扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給されません。
【支給額】月1万4600円
【支給期間】子どもの20歳の誕生日の前日が属する月まで
【広報ＩＤ】1004108

5 特別障害者手当

在宅で極めて重い障がいがある20歳以上の人に支給。ただし、入院している場合と施設などに入所している場合、受給者本人か扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給されません。
【支給額】月2万6830円
【広報ＩＤ】1004106

共生社会づくりフォーラム

【問】地域福祉課
☎626-7509

共に支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、市における共生社会のあり方について理解を深めるため、子育てや障がい者支援の視点からフォーラムを開催します。費用は無料です。
【広報ＩＤ】（第2回）1017751、（第3回）1017752

第2回　1月21日㈯

【時間・内容】
▶**13時半～（約1時間）**
一般社団法人らぷらす（北海道夕張市）の安斉尚朋（なおとも）代表理事が、障がい者福祉サービスなどから見た共生の場づくりと継続性をテーマに講演
▶**講演終了後～15時半**
安斉さんとフキデチョウ文庫の沼田雅充（まさみつ）さんによるトークセッション
【場所】勤労福祉会館（紺屋町）
【定員】200人

第3回　2月11日㈯

【時間・内容】
▶**13時半～（約1時間）**
慶應義塾大の加藤文俊（ふみとし）教授らが、全国各地へ行き、そこで調達した食材と居合わせた人でカレーを作り食べるプロジェクト「カレーキャラバン」から見たコミュニティ空間の場づくりをテーマに講演
▶**講演終了後～15時半**
パネルディスカッション「子育て応援と場づくり」（パネリスト：studio-Lの出野紀子（のりこ）コミュニティーデザイナー、地域福祉の担い手育成講座の受講生。コーディネーター：県立大社会福祉学部の菅野道生（みちお）講師）
【場所】中央公民館（愛宕町）
【定員】200人

安斉尚朋さんプロフィル

一般社団法人らぷらす代表理事。夕張市で、財政破綻後も障がいを持つ人が地域で暮らせるまちづくりを目指し活動している。障がいのある人や子育ての支援を中心とした同法人を設立し、地域福祉の推進にも積極的に取り組む

加藤文俊さんプロフィル

慶應義塾大環境情報学部教授。2003年から「場のチカラプロジェクト」主宰。学生たちと全国を巡りながら「キャンプ」と呼ばれるワークショップ型のフィールドワークを実践中。近著に「キャンプ論：あたらしいフィールドワーク」など

【申し込み】同課626-7509で電話受け付け中。ファクス653-2839や市公式ホームページでも受け付けます。名前と電話番号、参加したい回をお知らせください。1月21日分は1月18日㈬17時半締め切り、2月11日分は2月8日㈬17時半締め切りです

盛岡市消費生活センター
CONSUMER AFFAIRS CENTER OF MORIOKA CITY
消費生活情報 えぷろん

消費トラブルに巻き込まれた場合や過払い請求、債務整理の相談は早めに市消費生活センター☎604-3301へ！

平成28年12月1日から

衣類などの洗濯表示（取り扱い表示）が変わりました

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、衣類などの洗濯表示記号のデザインや種類が新しくなりました。　**【広報ＩＤ】**1017929

新しい「洗濯表示」のポイント

「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

5つの基本記号

「付加記号」と「数字」の組み合わせ

文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に表示	線なし 通常の強さ	― 弱い	═ 非常に弱い	〈禁止〉	×
〈温度〉基本記号の中に表示	[数字] 家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。95℃/70℃/60℃/50℃/40℃/30℃			[記号] ● ●● ●●● 低→高	

新しい「洗濯表示」の記号と意味

家庭洗濯

40 液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる

40 液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる

40 液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる

液温は他に**95℃、70℃、60℃、50℃、30℃**の表示もあります。

手洗いができる（上限温度は40℃です。）

家庭での洗濯禁止

漂　白

NEW 酸素系漂白剤の記号が追加されました。

塩素系や酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる

酸素系漂白剤は使えるが、塩素系漂白剤は使用禁止

塩素系や酸素系漂白剤の使用禁止

付記用語について

記号で表せない取り扱い情報は、記号の近くに用語や文章で付記されます。
付記用語の例：
「洗濯ネット使用」
「裏返しにして洗う」
「弱く絞る」
「あて布使用」など
※「中性洗剤使用」や「アイロンのあて布使用」の記号の表示が無くなりました

乾　燥

◎自然乾燥

NEW ぬれ干しの記号が追加されました。

つり干し　平干し
ぬれつり干し　ぬれ平干し
日陰のつり干し　日陰の平干し
日陰のぬれつり干し　日陰のぬれ平干し

※ぬれ干し（「‖」「＝」）とは脱水せず（絞らず）に干すこと

◎タンブル乾燥

NEW タンブル乾燥の記号が追加されました。

タンブル乾燥処理ができる（排気温度上限80℃）

低い温度でのタンブル乾燥処理ができる（排気温度上限60℃）

タンブル乾燥禁止

アイロン

底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる

底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる

底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる

アイロン仕上げ禁止

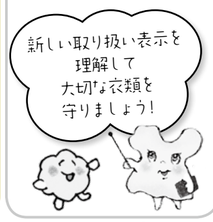

クリーニング

◎ドライクリーニング

パークロロエチレンや石油系溶剤によるドライクリーニングができる

石油系溶剤によるドライクリーニングができる

ドライクリーニング禁止

◎ウエットクリーニング

NEW ウエットクリーニングの記号が追加されました。

ウエットクリーニングができる

ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です

【洗濯表示の問い合わせ】消費者庁表示対策課 ☎03-3507-9233

くらしとお金の安心合同相談会

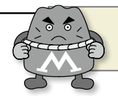

過払い請求や債務整理の相談はお早めに。
安心な窓口 **消費生活センター**へどうぞ。

【日時】3月4日㈯ 10時～16時
【場所】消費者信用生活協同組合（南大通一丁目8-7 CFCビル2階）
【内容】借金や生活費用不足、貸付制度など日常生活のお金の悩みについて弁護士や専門の相談員が相談に応じます。秘密は厳守します
【費用】無料
【申し込み】同協同組合☎653-0001で予約が必要
【主催】県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、消費者信用生活協同組合、NPO法人いわて生活者サポートセンター、盛岡市

地図　消費者信用生活協同組合の場所